

受付番号	12	受付月日	令和8年8月19日 午後1時22分（メール）
------	----	------	---------------------------

東郷町議会議長 水川 淳 殿

東郷町議会議員 会派名 無所属の会
議席番号 10 番氏名 山田 達郎

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 3 - 1

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
1 狂犬病予防行政と犬の健康・動物福祉について	(1) 狂犬病予防注射の接種状況について 東郷町の公式統計によると、2024年度の犬の登録総数は3,476頭である一方、狂犬病予防注射数は2,300頭となっている。 単純に登録総数に対する割合を計算すると約66.2%で登録総数と予防注射数との差は1,176頭ある。この1,176頭について町は、高齢や疾病などにより獣医師から接種が困難と判断された犬、飼い主の判断で接種していない犬、既に死亡しているものの死亡届が提出されていない犬、転出等の情報が反映されていない犬、その他の理由があるとしている。 ア それぞれの理由ごとに何頭であるのか把握しているか伺う。 イ 町として現在の接種状況をどのように評価しているか伺う。 (2) 医学的理由で狂犬病予防注射を受けることが困難な犬について 健康な犬に飼い主の意思だけで注射を受けさせていない場合と、重い基礎疾患や過去のアナフィラキシー等により、獣医師が医学的に接種することが適切ではないと判断した場合は、全く意味が違うと考える。 ア この二つを行政上区別して管理しているか伺う。 イ 獣医師から診断書等が提出された場合、どのような扱いをしているか伺う。 (3) 飼い主の負担について 医学的理由によって接種できない犬であっても、獣医師の診察を受け、診断書等を発行してもらうためには費用が必要になる場合がある。 そして、翌年度になれば再び診断書が必要と	町長 担当部長

（注）要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
	なる運用であれば、毎年費用負担が発生する。 例えば、一度重篤なアナフィラキシーを起こした犬や回復が難しい慢性疾患を抱える犬についても、毎年同じように診察と証明書が必要なのか、現在の運用を伺う。 (4) 狂犬病ワクチンの副反応について 私は、「ワクチンは危険だから打つな」と申し上げているのではない。一方で、「法律で決まっているから何も心配せず全頭に打てばよい」という説明も適切ではないと思う。 厚生労働省自身が、狂犬病予防注射に伴う副反応によって健康被害や死亡が避けられなかった場合について公式 Q&A で説明している。 つまり、副反応の可能性がゼロでないことは国も前提としているが、現在、東郷町から飼い主に送付する狂犬病予防注射の案内には、副反応について、また過去にワクチンで体調を崩した犬、高齢犬、治療中の犬については、接種前に必ず獣医師へ相談することについて、どの程度記載されているか伺う。 (5) 愛知県の公式会議でも、既に死亡している犬などの登録が残ったままとなり、それが接種率の算定に影響している可能性が指摘されている。東郷町でも同じ問題がある可能性がある。 2024 年度の登録総数 3,476 頭は、実際に東郷町内で生存している犬 3,476 頭と町は考えているのか伺う。 (6) 厚生労働省の厚生科学審議会でも、狂犬病予防注射の接種時期を通年化する方向で制度の見直しが議論されている。 その中では、自治体側からも飼い主に分かりやすい制度にすること、接種率を維持・向上すること、自治体間で統一的な運用を行うためのガイドライン等が必要であること、リスクコミュニケーションを強化すること、といった意見が出ている。つまり、国自身も「何十年もこの制度だから、このままでいい」とは考えていない。 東郷町として、国の制度変更をただ待つだけではなく、高齢犬、疾病犬、副反応既往犬、診断書の取扱い、自治体間の運用の違いについて、国や愛知県へ制度改善を要望する考えがあるのか伺う。 (7) ペットホテル、トリミング施設、ドッグラン等では、狂犬病予防注射済証等の提示を利用条	

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
	件としている施設がある。 施設側が感染症対策として独自の基準を設定すること自体を、私は否定するものではない。 しかし、飼い主の自己判断で注射していない犬と、獣医師が医学的理由で接種できないと診断した犬が、外から見れば同じ「未接種犬」になっている。医学的理由で接種できない犬について、そのことを第三者にも分かる形で示せる統一的な仕組みが必要と考える。町はこの課題をどのように考えるのか伺う。 (8) 私は今日、狂犬病ワクチンをなくしていただいとも、法律を守らなくてよいとも、一度も申し上げていない。狂犬病という非常に危険な感染症から町民を守ることは、行政の重要な責務である。 しかし同時に、犬も命ある生き物である。健康な若い犬もいれば、18 歳、22 歳という高齢犬もいる。心臓病と闘っている犬もいる。がん治療を受けている犬もいる。過去にワクチンによってアナフィラキシーを経験した犬もいる。それら全てを一つの言葉で、「法律ですから接種してください」としてしまうのではなく、法律を守りながら、一頭一頭の健康状態については獣医師の医学的判断を尊重する。そして、接種できない犬については飼い主が不利益を受けないよう、分かりやすく公平な制度をつくる。私はその両立が必要だと思う。 東郷町には、国から言われたことだけを行う町ではなく、実際に生活している町民の声を聞き、制度に矛盾や不合理な部分があれば、町から県へ、県から国へ、改善を求めていく自治体であっていただきたいと思う。人にも優しい。子どもにも優しい。高齢者にも優しい。そして動物にも優しい。そのような自由で暮らしやすい東郷町をつくるため、まず、未接種理由の実態把握、高齢犬・疾病犬・副反応既往犬の取扱いの明確化、獣医師の診断書等の取扱いの明確化、飼い主への正確な情報提供、愛知県及び国への統一制度の要望、この5点について進めていただきたいと思うが、町長のお考えを伺う。	

(注) 要旨は、具体的に記載すること。